

# 立正大学学生健康保険互助会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は、立正大学学生健康保険互助会（以下「互助会」という。）と称する。

第2条 互助会は、事務局を品川・熊谷キャンパスの学生生活課に置き、互助会に関する事務を取り扱う。

## 第2章 目的

第3条 互助会は、互助会員の健康保持および疾病負傷につき互助することを目的とする。

第4条 互助会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医療給付
- (2) 見舞金給付
- (3) 還元給付
- (4) その他

## 第3章 互助会員

第5条 互助会員は、本学学則第4条および本学大学院学則第4条（研究生を除く）に定める学生とする。なお、平成15年度まで入学した夜間主コースの学部および大学院（研究生を除く）に在籍する学生は除く。

第6条 互助会員は、互助会費と入会金を納入しなければならない。ただし、他の医療保険（医療制度等）により、医療費の全額に相当する給付を受けられる者は、入会金を除いた互助会費の一部の返還を受けることができる。

第7条 互助会員証は、学生証をもってこれに代える。その通用期間は、入学年度の4月1日より互助会員の資格を失う日までとする。

ただし、新入生が4月1日以前に学年暦にかかる行事等に出席する場合、以降の期間を医療給付および見舞金給付の通用期間とみなす。

第8条 互助会員は、次に掲げる事由に該当するに至ったときは、その翌日から互助会員の資格を失う。

- (1) 卒業（修了）したとき
- (2) 退学したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) その他本学学生としての身分を失ったとき

## 第4章 機関および役員

第9条 互助会には、次の機関を置き、互助会の企画・運営および管理を行う。

- (1) 理事会
- (2) 学生保険委員会
- (3) 監事会

2 理事会が、必要と認めた場合には顧問を置くことができる

### 第1節 理事会

第10条 理事会は、互助会を総括し企画・運営および管理の最高決定機関とする。

第11条 理事会は、次の26名の理事によって構成される。学生担当副学長、各学部選出の専任教員、品川学生担当部長、熊谷学生担当部（次）長、品川学生生活課長、熊谷学生生活課長の13名。学生保険委員会代表13名。

第12条 理事長は、学生担当副学長がこれにあたり、互助会を総括し互助会を代表する。副理事長は、品川・熊谷いずれかの学生担当部長および学生保険委員会の委員長がこれにあたり、理事長を補佐する。

2 理事長が不測の事態によりその職責を遂行できない場合には、学長の承認を経た上で職員副理事長がその職を代行する。また、学長より職責代行者が指名された場合には、理事長代行としてその職にあたるものとする。

3 職責代行者の任期は理事長の復職までとし、任期中の復職が困難な場合は、理事長の残任期間または次期理事長の着任までを任期とする。

第13条 理事会は、定例理事会と臨時理事会に分ける。理事会の議長は理事長がこれにあたる。

2 定例理事会は原則として年2回開くものとする。

3 臨時理事会は理事長が必要と認めた場合、もしくは理事の半数以上の要請があった場合開くものとする。

第14条 理事会は、理事定数の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第15条 理事会は、互助会の目的を達成するため、次の事項を審議決定しなければならない。

（1）互助会運営に関する基本事項

（2）予算および決算

（3）規約の改廃

（4）その他互助会の目的遂行に必要な事項

2 前項の決算報告は、会計監査を経てすみやかに互助会員に告示しなければならない。

第16条 学生理事の任期は、4月1日から3月31日の1年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合には所定の手続きをもって後任を補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第2節 学生保険委員会

第17条 学生保険委員会（以下「委員会」という。）は、互助会員の意見を代表し、互助会の企画・運営およびその他に関する事項を協議し、理事会に提案すると共に理事会の諮問に応じる。

2 委員会は、互助会業務の普及・広報に関する事項および委員会が必要と認めた厚生活動を行う。

第18条 委員会は、品川・熊谷各キャンパスにおける昼間主コース（昼間・A・Bコースを含む）の体育会・文化団体連合会・研究会連合・特殊団体・独立団体より選出するもの若干名、大学院・学部互助会員より若干名を含む26名の委員をもって構成する。この委員は理事長が委嘱する。ただし、定数に達しない場合は理事長が互助会員より推薦することができる。

2 委員会は、委員長を含む学生理事13名を選出しなければならない。

第19条 委員会は、委員会定数の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を要する。また、可否同数の場合は委員長がこれを決する。

第20条 委員会委員の任期および補充の手続きについては第16条に準ずる。

## 第3節 監事会

第21条 監事会は、互助会の会計監査を年1回行い、理事会の承認を得てこれを互助会員に報告しなければならない。

第22条 監事会監事の選出は次の区分による。

（1）教職員より選出された者2名

（2）学生保険委員会委員を除く互助会員から選出された者2名

第23条 監事会には次の者が同席する。

（1）学生担当部長

- (2) 品川・熊谷学生生活課長および品川出納課長
- (3) 品川・熊谷学生生活課学生健康保険互助会事務担当者

## 第5章 会計

第24条 互助会の経費は、互助会費、入会金、寄付金、その他をもってこれに充てる。

第25条 互助会費は、年額2,500円とする。ただし、入学の際入会金として3,000円を別に納入する。納入金額は別表によるものとし、入学手続き時に学費と共に納入する。

- (1) 第1学年以外の新互助会員は、入会金とその年度より卒業年度まで合算した互助会費を学費と共に納入する。
- (2) 卒業・修了および退学等により、互助会員資格を失った者が再加入するにあたっては入会金を免除する。
- (3) 所定の修業年数を超えて在籍する学生は、学年始めに1年分の互助会費2,500円を納入する。
- (4) 第8条第2号および第3号・第4号により互助会員資格を失った者が返還を請求したときは、納付した互助会費のうち当該年度分までを差し引いた残額を細則第7条に定める手続きを経て返還する。  
なお、9月卒業特別措置となっている学生については、半期分を細則第7条に定める手続きを経て返還する。
- (5) 入会金および互助会費は、財政状況に応じて変更することがある。

第26条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第6章 医療費補助

第27条 互助会員が、互助会員証で利用することができるのは、互助会の契約医療機関（保険医療機関・保険薬局等）に限り、診療の給付は原則として医療費総額の30%とする。ただし、次のものは給付の対象としない。

- (1) 歯科診療（保険適用の有無を問わず）
- (2) 医療保険適用外のもの（マッサージ、指圧、鍼灸、美容整形、予防接種、視力のレーザー治療、各種文書類、入院時の食事代、妊娠、分娩、人工妊娠中絶、他）
- (3) はり、灸、マッサージ等の施術
- (4) 柔道整復師による施術（骨折、脱臼、打撲および捻挫の場合を除く）
- (5) 保険外併用療養費（差額ベッド料、大病院の紹介状なしの初診料、他）
- (6) 治療用器具および上記に準ずるもので保険適用外のもの
- (7) 健康診断、人間ドック
- (8) 疾病負傷の原因が不法行為によるとみなされるもの
- (9) 第三者行為（交通事故、喧嘩による医療費等）
- (10) 労災保険の対象となるもの（職務上・通勤災害）
- (11) 契約医療機関（保険医療機関）以外で処方を受けた調剤

第28条 契約医療機関以外の保険医療機関・保険薬局等での診療・調剤に対しては、傷病見舞金を給付する。ただし、傷病見舞金は医療費総額の30%のうち一般診療は70%（10円未満切捨て）、歯科診療は50%（10円未満切捨て）とする。

2 次の一部負担金等については、これを給付の対象としない。

- (1) 医療保険適用外のもの（マッサージ、指圧、鍼灸、美容整形、予防接種、視力のレーザー治療、各種文書類、入院時の食事代、妊娠、分娩、人工妊娠中絶、歯科矯正、保険対象外の材料を用いた歯科治療、インプラント、他）

- (2) はり、灸、マッサージ等の施術
- (3) 柔道整復師による施術（骨折、脱臼、打撲および捻挫の場合を除く）
- (4) 保険外併用療養費（差額ベッド料、大病院の紹介状なしの初診料、他）
- (5) 治療用装具および上記に準ずるもので保険適用外のもの
- (6) 健康診断、人間ドック
- (7) 疾病負傷の原因が不法行為によるとみなされるもの
- (8) 第三者行為（交通事故、喧嘩による医療費等）
- (9) 海外の医療機関での診療
- (10) 労災保険の対象となるもの（職務上・通勤災害）

第29条 互助会の医療費補助を受けようとする者は、原則として他の医療保険と併用しなければならない。ただし、当該医療保険により総額70%以上の給付を受ける時はその差額について給付する。

第30条 契約医療機関での医療費補助を受ける互助会員は、互助会員証を契約医療機関に提示しなければならない。

第31条 医療費の査定は、社会保険診療報酬点数表に準拠してこれを行う。

第32条 互助会は、互助会員に対し次の見舞金を給付する。給付内容については細則によるものとする。

- (1) 傷病見舞金
- (2) 死亡弔慰金

第33条 前条により見舞金等を受けようとする互助会員は、互助会所定の申請書ならびに証明書類を互助会事務局に提出しなければならない。

第34条 互助会による互助会員1人あたりの医療費補助は、医療給付と傷病見舞金、その他の見舞金の合算金額で年間40万円を上限とし、1ヵ月あたりの上限額は、80,100円とする。

- 2 前項の上限金額を超える当該年度の医療費については、翌年度以降も請求できないものとする。
- 3 1ヵ月あたりの上限額および年間上限額の算定は、診療、調剤および見舞金の申請に関わる診断を受けた日を基準とする。

第35条 次のいずれかに該当するときは、給付の請求にかかわらず、その支払いを行わない。

- (1) 当該年度の互助会費を納入していないとき
- (2) 傷病見舞金において診療費領収書またはこれに準ずるものの記載内容が不備であって、算定困難なとき

#### 附則

1. 本規約は昭和39年10月1日からこれを施行する。
2. 本互助会の細則は別にこれを定める。
3. 本規約は 昭和45年6月2日改正
4. 本規約は 昭和49年12月11日改正
5. 本規約は 昭和54年10月17日改正、昭和55年4月1日 施行
6. 本規約は 昭和55年12月5日改正、昭和56年4月1日 施行
7. 本規約は 昭和56年12月14日改正、昭和57年4月1日 施行
8. 本規約は 昭和58年12月14日改正、昭和59年4月1日 施行
9. 本規約は 昭和62年12月12日改正、昭和63年4月1日 施行
10. 本規約は 平成元年12月9日改正、平成2年4月1日 施行
11. 本規約は 平成2年6月28日改正、平成2年7月1日 施行
12. 本規約は 平成2年12月8日改正、平成3年4月1日 施行

13. 本規約は 平成4年12月5日改正、平成5年4月1日 施行
14. 本規約は 平成6年6月4日改正、平成6年7月1日 施行
15. 本規約は 平成7年6月3日改正、平成7年7月1日 施行
16. 本規約は 平成7年12月2日改正、平成7年12月4日 施行
17. 本規約は 平成10年12月12日改正、平成10年12月14日 施行
18. 本規約は 平成13年12月1日改正、平成14年4月1日 施行
19. 本規約は 平成15年12月13日改正、平成16年4月1日 施行
20. 本規約は 平成17年12月10日改正、平成18年4月1日 施行
21. 本規約は 平成18年7月19日改正、平成18年7月20日 施行
22. 本規約は 平成19年12月8日改正、平成20年4月1日 施行
23. 本規約は 平成21年5月9日改正、平成21年5月11日 施行
24. 本規約は 平成22年12月11日改正、平成23年4月1日 施行
25. 本規約は 平成23年12月10日改正、平成24年4月1日 施行
26. 本規約は 平成25年2月15日改正、平成25年4月1日 施行
27. 本規約は 平成25年12月14日改正、平成26年4月1日 施行
28. 本規約は 平成26年12月13日改正、平成27年4月1日 施行
29. 本規約は 平成27年12月12日改正、平成28年4月1日 施行

別表

区分		入会金	年会費	履修年数	合計金額
大学	学部生	3,000円	2,500円	4年	13,000円
大学院	修士課程	3,000円	2,500円	2年	8,000円
	修士課程 (長期履修学生3年)	3,000円	2,500円	3年	10,500円
	修士課程 (長期履修学生4年)	3,000円	2,500円	4年	13,000円
	博士後期課程	3,000円	2,500円	3年	10,500円
	博士後期課程 (長期履修学生4年)	3,000円	2,500円	4年	13,000円
	博士後期課程 (長期履修学生5年)	3,000円	2,500円	5年	15,500円
	博士後期課程 (長期履修学生6年)	3,000円	2,500円	6年	18,000円

## 見舞金および互助会費にかかる細則

- 第1条 立正大学学生健康保険互助会規約第32条に定める見舞金等は、この細則に準じて給付する。
- 第2条 契約医療機関以外に緊急やむをえず通院および入院したと認められる場合、互助会規約第31条に準じ次のとおり傷病見舞金を支給する。
- (1) 一般診療給付は、医療保険を利用し同一病院で診療を受けた場合の自己負担額が、1ヵ月で3,000円以上の場合に、その70%（10円未満切捨て）を給付する。診療費には薬剤費も含める。
  - (2) 歯科診療給付は、医療保険を利用し同一病院で診療を受けた場合の自己負担額が、1ヵ月で3,000円以上の場合に、その50%（10円未満切捨て）を給付する。
  - (3) 傷病見舞金給付申請は診療にかかった日数が2ヵ月以上の場合でも1ヵ月単位とし、申請有効期間は診療月の翌月から3ヵ月以内とする。ただし、長期入院等の場合は事務局において、適宜処理することができる。
- 2 互助会規約第27条第1項第1号から第7号・互助会規約第28条第2項第1号から第7号については、これを給付対象とはしない。
- 第3条 互助会員が傷病見舞金を申請するときは、互助会所定の申請書を使用し、診療費領収証を添付の上、互助会に提出する。なお、診療費領収証が提出できない場合は、別途所定の申請書を使用し、医師の証明を受けて互助会に提出するものとする。
- 第4条 見舞金を、支給日から3ヵ月を経過しても受領されない場合、その権利を放棄したものとみなす。
- 第5条 死亡弔慰金は20,000円とする。死亡弔慰金申請書にはその事実を証明する書類を添付する。
- 第6条 大学の健康診断の結果または校医あるいは専門医が結核と診断した場合に限り、自宅あるいは契約医療機関以外の療養者に対し月10,000円を6ヵ月迄見舞金として支給する。なお傷病見舞金（一般診療給付）は支給しない。
- 第7条 立正大学学生健康保険互助会規約第25条(4)に定める互助会費の返還は、返還請求書の提出を以て手続きを行う。
- 2 返還請求書には返還事由および互助会員による署名・捺印、返還金の振込希望先の記載を必須とする。なお、互助会員が未成年者である場合、併せて保証人の署名・捺印を必要とする。
  - 3 返還にともなう手数料は、互助会の負担とする。
  - 4 請求期間は、互助会員資格喪失の翌月から3ヵ月以内とする。
- 第8条 医療保険が適用される診療において、医師の指示に基づき、治療用装具および上記に準ずるものを製作した場合、各保険組合等から給付される療養費および消費税を除いた金額の70%（10円未満切捨て）を見舞金として給付する。

### 附則

1. 本細則は 昭和54年10月17日 改正、昭和55年4月1日 施行
2. 本細則は 昭和56年12月14日 改正、昭和57年4月1日 施行
3. 本細則は 昭和58年5月30日 改正、昭和58年6月1日 施行
4. 本細則は 昭和60年12月11日 改正、昭和61年4月1日 施行
5. 本細則は 昭和62年12月12日 改正、昭和63年4月1日 施行
6. 本細則は 昭和63年12月10日 改正、平成元年4月1日 施行
7. 本細則は 平成元年12月9日 改正、平成2年4月1日 施行
8. 本細則は 平成4年12月5日 改正、平成5年4月1日 施行
9. 本細則は 平成17年12月10日 改正、平成18年4月1日 施行
10. 本細則は 平成18年7月19日 改正、平成18年7月20日 施行

11. 本細則は 平成19年12月 8 日 改正、平成20年 4 月 1 日 施行
12. 本細則は 平成25年 2 月15日 改正、平成25年 4 月 1 日 施行
13. 本細則は 平成26年12月13日 改正、平成27年 4 月 1 日 施行